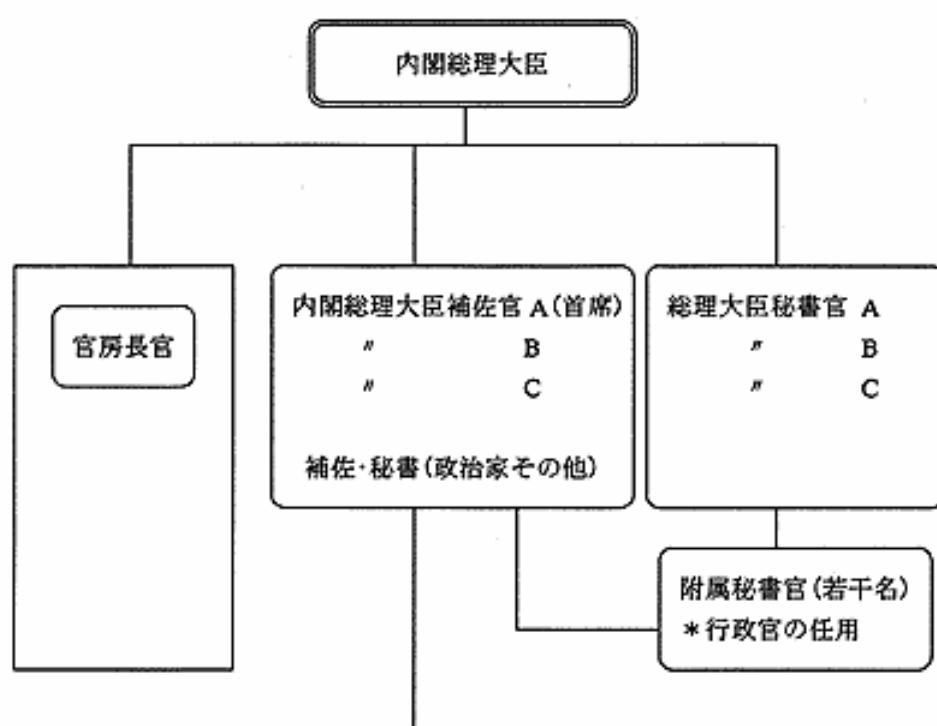


現行内閣法の下における内閣総理大臣等の補佐体制の整備

内閣総理大臣の補佐機構と機能強化



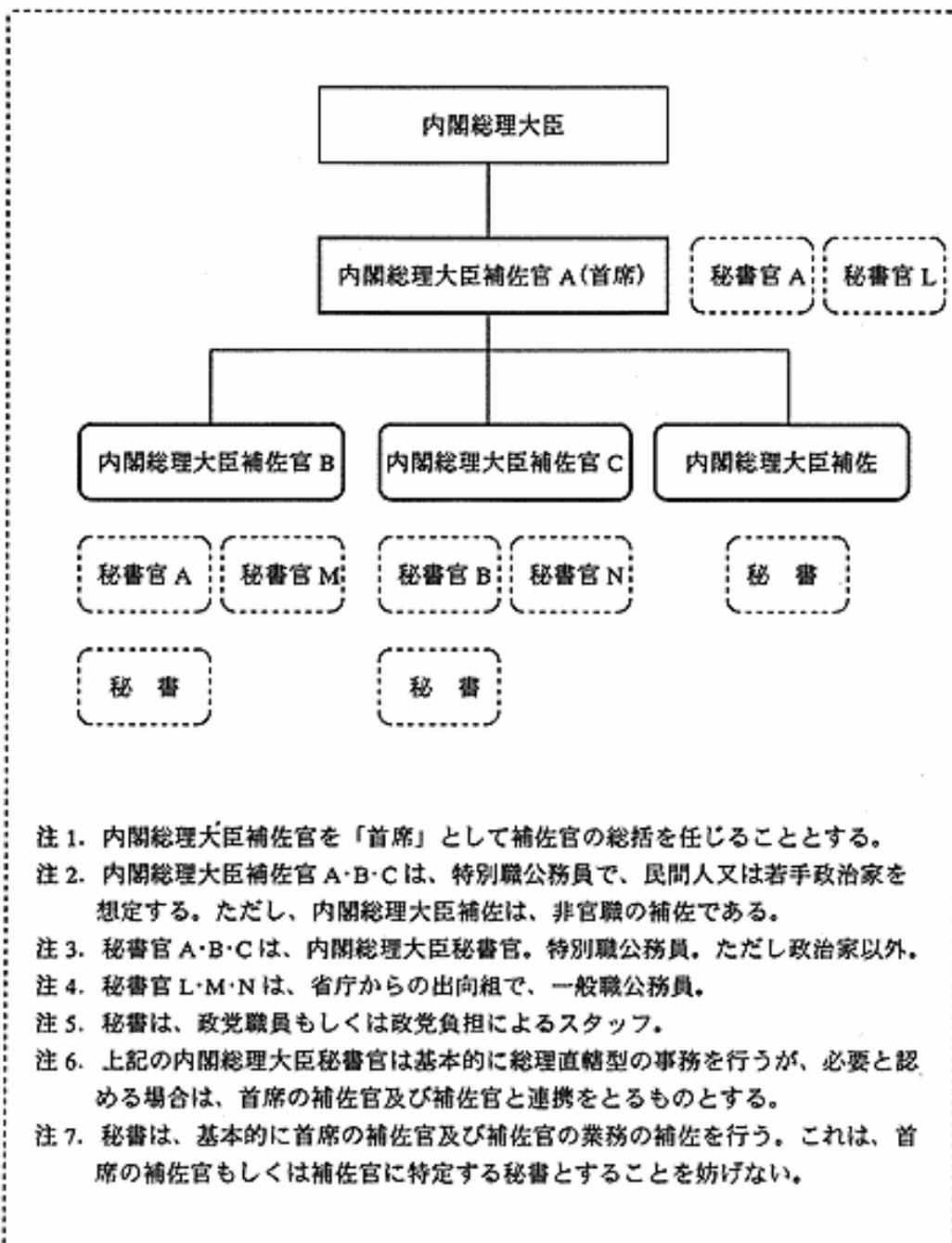
注1：内閣総理大臣が主宰する「首相ミツワ会議」を恒常的に開催する。同会議には、内閣総理大臣補佐官及び秘書官が参加・同席し、時事問題、政治処理案件、政治的日程管理等について協議もしくは情報交換する。

注2：私の審議会、公設の審議会及び常設のタスクフォースを積極活用する。審議会は、秘書官等のスタッフが実務を担当し、補佐官がその進行管理を行うものとする。

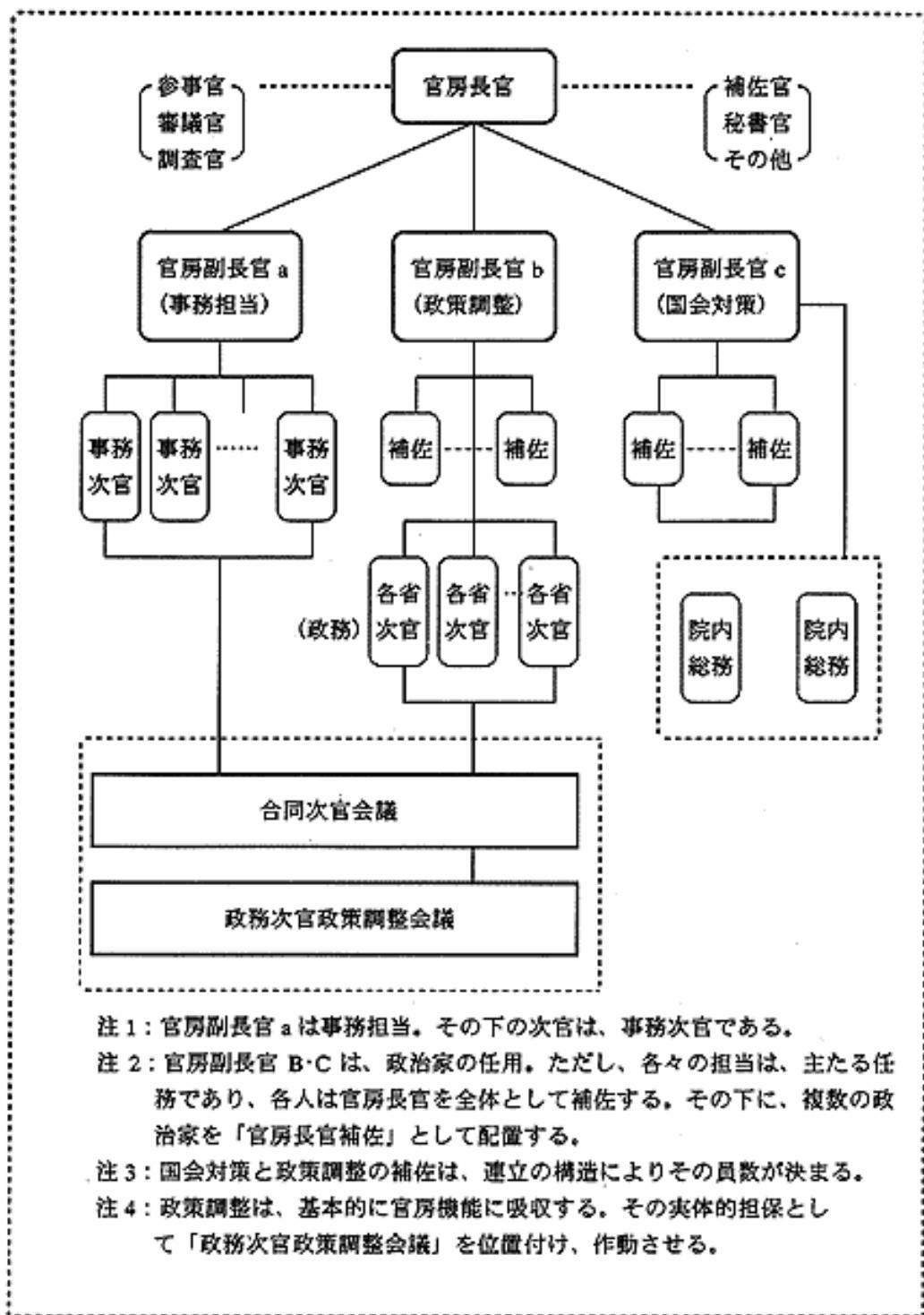
注3：上記とは別に、内閣総理大臣及び補佐官のスタッフ機能としての政策懇話会形式の民間有識者ネットワーク（フォーラム）を組織化し運営する。

注4：内閣総理大臣補佐官及び同秘書官は、総理大臣が出席する諸会議・会合に陪席することができる。また、補佐官は総理大臣が求めるときは、発言することもできる。

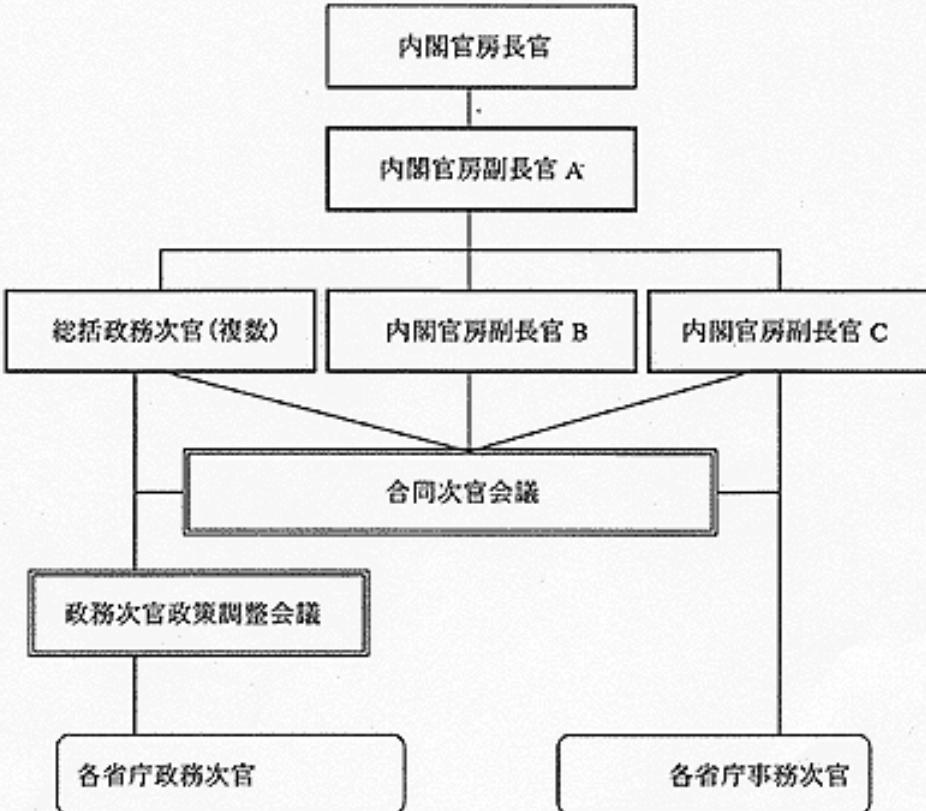
内閣総理大臣補佐官を軸とするスタッフ体制の整備



官房長官のライン・スタッフ配置図



内閣官房副長官を軸とする合同事務次官会議の開催



- 注 1. 「内閣官房副長官 A」は合同次官会議担当の副長官(政治家)。主に国対担当の官房副長官 B は、合同次官会議に関しては副長官 A の補佐役に回る。
- 注 2. 内閣官房副長官 A・B には、秘書の配置を行う。
- 注 3. 「内閣官房副長官 C」は、事務担当副長官。
- 注 4. 副長官 A の下に位置付けられている「総括政務次官」は、合同次官会議の主宰に関して、官房副長官を補佐する役割を担う政務次官のことである。取り扱い案件の調整などを行うとともに事前の準備を総括的に補佐する。
- 注 5. 以上によって、合同次官会議の運営及び推進管理は、官房副長官 A を軸に 2 人の官房副長官と総括政務次官によって行われることとなる。
- 注 6. 各省庁政務次官の下に、政党スタッフの秘書、次官補佐として若手国會議員、可能な範囲で一般事務職の秘書官を配置する。また、戦略的政策テーマに対応して、必要な専門家スタッフを政党枠で送り込む。